

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へお知らせです！！

中小企業庁 平成30年度第2次補正予算事業

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者持続化補助金とは・・・

小規模事業者（裏面参照）の持続的な経営に向け、経営計画に基づいて実施する販路開拓（創意工夫による売り方やデザインの改変等）の取組や販路開拓の取組と併せて行う業務効率化（生産性向上）のための取組を支援するため、**50万円**（補助率2/3）を上限にその取組み費用に対し補助します。

- ①市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者、買い物弱者対策に取り組む事業者については100万円が上限になります。（いずれかの一つの取組が選択可能）
 - ②複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、「1事業者あたりの補助上限額」×連携小規模事業者数の金額となります。※上限は500万円です。
- ※①の事業を実施する場合は、事業を実施する地域の市町村が発行する確認書等の交付を受ける必要がありますので、締切までに余裕をもってご相談ください。

小規模事業者が経営計画の作成や販路拡大の実施の際には、西秩父商工会の指導・助言を受けられます。

【対象となる販路開拓の取組みの一例】※あくまで事業の一例です。

- ①広告宣伝
 - ・新たな顧客層の取り込みを狙い、ホームページやチラシなどの広報媒体の作成
 - ②集客力を高めるための店舗改装
 - ・幅広い年代層の集客を図るための店舗改装、店舗のバリアフリー化工事
 - ③商談会・展示会への出展
 - ・新たな販路先の開拓を求めた新商品などの国内外の展示会へ出展の経費
 - ④新商品の試作品の開発費・商品包装パッケージの試作品開発費
 - ・新製品、商品の試作開発費、新たな包装パッケージのデザインの外注費 等々
- ★新たな事業計画のアイデア・実行力があればぜひ本補助金に取り組んでみてください★

事業概要は裏面をご確認ください

本事業の申請希望企業に対する専門家【中小企業診断士 太田明良先生】の個別相談会が下記の日程で予定されています。

申請希望者は必ず西秩父商工会までお問い合わせください。

【個別相談会】

6月6日（木）・13日（木）ともに14：00～17：00 西秩父商工会館

本補助金に関する申請及びお問い合わせ・相談は
西秩父商工会 ☎0494-75-1381まで

【小規模事業者持続化補助金 概要】

◆補助対象事業者◆

製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社及び個人事業主）であり、常時使用する従業員の数下記表に該当する事業者であること

卸売業・小売業	常時使用する従業員数 5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員数 5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業）	常時使用する従業員数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員数 20人以下

◆対象となる事業◆

経営計画に基づき、**商工会の支援を受けながら**実施する地道な販路開拓等のための事業

◆補助対象経費◆

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買い物弱者対策事業の場合のみ）
設備処分費、委託費、外注費

◆補助率・補助金額◆

補助率 補助対象経費の2/3以内

補助金額 上限50万円

①市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者、②買い物弱者対策に取り組む事業者の取組については上限100万円※複数選択不可）
※複数事業者が連携する場合は上限は1事業者あたりの補助上限額×連携小規模事業者数の金額となります。但し、上限は500万円です。）

申請から補助金受領までの手続き

①経営計画書・補助事業計画書の作成

②西秩父商工会を通じて送付締切までに

埼玉県商工会連合会（補助金事務局）へ申請書類一式を送付

③独立行政法人 中小企業基盤整備機構による申請書類の審査・採択・交付決定

④販路開拓の取り組みの実施

⑤所定の期限までに実績報告書等を提出

⑥全国商工会連合会による報告書などの確認

⑦報告書の不足・不備が無いことの確認が終わり次第、補助金額を請求・受領（精算払い）

◆小規模事業者持続化補助金手続き期限等◆（平成30年度第2次補正予算）

申請受付開始	2019年5月22日（水）
申請受付締切（第一次締め切り）	① 2019年6月28日（金）
（第二次締め切り）	② 2019年7月31日（水）
採択結果公表	①・②の締め切りから約2ヵ月後
実施期間（交付決定通知書受理後）	2019年12月31日（火）

西秩父商工会の管轄地域（小鹿野町・秩父市吉田地区）以外で事業を営んでいる小規模事業者については、各地域の商工会・商工会議所にお問い合わせください。

①は、商工会の指導・助言を受けることができます。

⑤についても、商工会の指導・助言を受けることができます。